



○ 従業員の取扱いについては以下の点に留意願います。

- 1 役員（非常勤も含む）のほか、アルバイト、パート等の人数も従業員数に含めてください。
- 2 1月以上の期間にわたり他社からの派遣（出向等も含む）を受け入れている場合は、その人数も含めてください。
- 3 本店一括で給与を支払っていても、支店等で勤務していたり、技術指導で1月以上出張している場合などは、実際に勤務している事務所等の従業員となります。
- 4 病気欠勤者・組合専従者等連続して1月以上の期間にわたり勤務すべき事務所等に勤務しない者は、その期間については従業員として取り扱わないでください。
- 5 役員等で2以上の納税義務者（親会社と子会社など）の事務所等に兼務している者は、それぞれの事務所の従業員に含まれます。
- 6 非常勤の役員については、現実に出勤しているかどうかを問わず、業務に全く関与していない場合を除き、含めてください。  
出勤しないために、主として勤務すべき事務所等が不明であるような場合には、本社（本店）の従業員としてください。
- 7 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業員は、従業員の数値に当該数値（奇数の場合1を加えた数値）の $1/2$ に相当する数値を加えた人数となります。
- 8 年度中途での新設・廃止や従業員に著しい変動がある場合は以下のとおりです。  
（1人に満たない端数を生じたときは、1人としてください。）
  - (1) 事業年度の中途に新設された事務所等の従業員数  
事業年度の末日の従業員数×新設された日から事業年度末日までの月数÷当該事業年度の月数
  - (2) 事業年度の中途に廃止された事務所等の従業員数  
廃止された月の直前の月の末日の従業員数×当該事業年度内にその事務所等が所在していた月数÷当該事業年度の月数
  - (3) 事業年度期間の各月末日の従業員の数に2倍を超える変動がある場合  
当該事業年度の各月の末日の従業員の合計数÷当該事業年度の月数

所得金額が0又は欠損の場合でも必ず添付してください。